ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和３年度
静岡労働局の重点施策

令和３年度静岡労働局の最重点施策　Ｐ１

ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保　Ｐ２

ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備　Ｐ７

女性活躍・総合的なハラスメント対策の推進　P10

労働保険適用徴収業務の適正な運営　P12

令和３年３月作成

令和３年度　静岡労働局の最重点施策

１　ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保

雇用調整助成金等を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主の休業や教育訓練による雇用維持の取組を支援します。

また、離職者等の早期再就職を支援するため、求職者の状況に応じた担当者制による支援や積極的な求人開拓などハローワークにおける支援の強化や就職に必要な技能及び知識を習得するための職業訓練を推進します。

さらに、第2の就職氷河期世代をつくらないため、新規学卒者等を対象に、新卒応援ハローワーク等において、担当者制によるきめ細かな個別支援を行うなど支援の強化を図ります。

２　ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備

ウィズコロナの「新しい働き方」としてテレワークが広がる中、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図るため、「静岡働き方改革推進支援センター」と連携したセミナーや個別相談の実施、働き方・休み方改善コンサルタント等の活用、「働き方改革推進支援助成金」の利用促進等により支援を行います。

一方、平成30年に成立した働き方改革関連法は、順次施行されており、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得等への対応が求められています。

新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済状況下ですが、県内事業者における「働き方改革」を着実に推進するため、引き続き、中小企業・小規模事業者に寄り添った説明会の開催と相談・支援に取り組むとともに、長時間労働の是正、ウィズコロナ時代に対応した柔軟な働き方がしやすい労働環境の整備を推進します。

３　女性活躍・総合的なハラスメント対策の推進

企業における女性活躍推進の取組を一層進めるため、行動計画の策定義務等の対象拡大や情報公表の強化、プラチナえるぼし認定の創設等を内容とする改正女性活躍推進法の周知や、えるぼし・プラチナえるぼし認定の取得促進の取組を行います。

併せて、男女問わず全ての労働者が仕事と生活を両立しながらキャリア形成を進められるよう、育児・介護休業法の履行確保及び看護休暇・介護休暇の時間取得を可能とする改正内容の周知や、くるみん・プラチナくるみん認定の取得促進の取組を行います。

また、新たに事業主に義務付けられた職場におけるパワーハラスメントの防止措置やセクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等の総合的なハラスメント対策を推進します。

ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保

1　雇用の維持･継続に向けた支援

事業主や労働者からの休業や助成金等に関する相談に対応するため「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を引き続き設置します。

雇用調整助成金等により、休業、教育訓練を通じて雇用維持に取り組む事業主を支援します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業と人材不足などの企業との間で「雇用シェア（在籍型出向）」により雇用維持する取組を新たな助成金を活用し支援します。

申請件数（累計）	決定件数（累計）
78,187件	76,858件

※R2.4～R.3.1

2　業種･地域･職種を超えた再就職等の促進

（1）　新たな生活様式に対応した職業紹介サービスの提供

ハローワークシステム刷新によりハローワークに来所しなくても、求人･求職者の職場や自宅からオンラインで職業紹介サービスの利用が可能であり、オンラインでのサービス利用に必要なハローワークインターネットサービスを通じた求人･求職者マイページの開設を働きかけます。

一方で、来所による支援が必要な求職者に対しては、必要な感染防止対策を講じた上で、職業相談窓口に積極的に誘導し、課題解決支援サービスを提供し、求人者に対しては、求人者の人材確保を支援する観点から、事業所訪問の積極的な展開に取り組むなど、必要な者に必要なサービスが確実に提供されるよう努めます。

（2）　職業訓練を通じた職業スキルや知識の習得

国及び都道府県が設置している公共職業能力開発施設や専修学校、NPOなど様々な民間教育訓練機関等において、職業に必要な技能及び知識を習得する ための職業訓練を推進します。

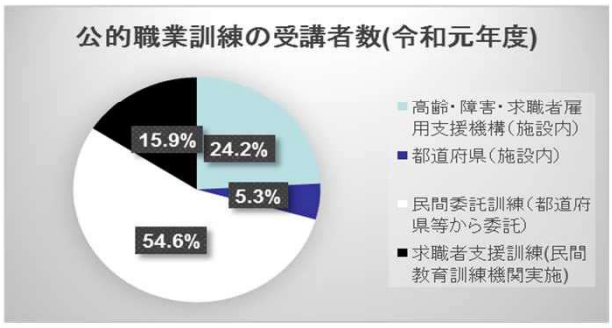

訓練種別	受講者数
機構･施設内	554
都道府県･施設内	105
都道府県･委託	1，119
求職者支援訓練	279
合　　計	2，057

（3）　ハローワークにおけるマッチング支援の強化

ハローワークにおいて、担当者制による職業相談･職業紹介等を実施し、労働市場の状況や産業構造の変化を踏まえたニーズの高い職種、雇用吸収力の高い分野への再就職支援を実施します。

また、求人の確保を図るため、県内全てのハローワークに求人開拓担当職員を配置し、積極的な求人開拓を実施するとともに、求人条件緩和等の助言を行うなど求人充足サービスの充実を図ります。

保育の仕事ミニ就職面接会

介護の仕事セミナー

ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保

3　新規学卒者への就職支援

第二の就職氷河期世代を作ることのないよう、新規学卒者等を対象に、新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援に加え、大学等との連携を強化し就職活動開始前の学生等に対する早期の支援を実施します。

併せて、企業説明会や就職面接会を積極的に開催するとともに大学等との連携強化により支援対象者の確実な把握を行い、特別支援チーム（※）を活用した就職実現までの一貫した支援の強化を図ります。

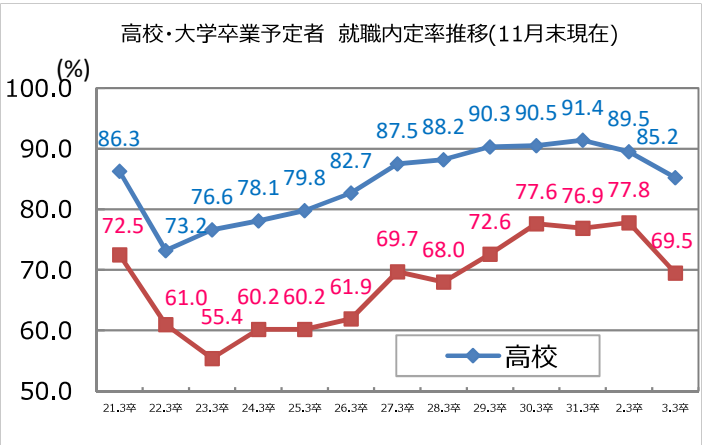

また、若者の採用と育成に積極的で、雇用管理の状況が優良である企業を認定する「ユースエール認定企業制度」の普及拡大に取り組みます。

（※）コミュニケーション等に課題を抱える新規学卒者等を効果的・集中的に支援するための専門家（就職支援ナビゲーター、公認心理師など）で構成されるチーム

静岡・浜松新卒応援ハローワークのPR動画

4　非正規雇用労働者の再就職支援

（1）　求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制による支援

非正規雇用労働者の早期再就職を支援するため、ハローワークにおける担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援の強化を図ります。

また、概ね35歳未満の者を対象とした「わかものハローワーク」（浜松）では、担当制による個別相談や正社員就職に向けたセミナー等の各種支援など正社員就職に向けた一貫したきめ細かな就職支援を実施します。

さらに、求職者の状況に応じて、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援訓練の活用を図ります。

浜松わかものハローワークでの職業相談の様子

（2）　ハローワークにおける生活困窮者等の就労支援

福祉事務所に併設されたハローワークコーナー（浜松市、静岡市）や福祉事務所への出張相談など、ハローワークが地方自治体と連携して生活保護受給者・生活困窮者等の就労支援を実施するとともに、就職後の職場定着支援を行い、就労による自立を促進します。

特に新型コロナウイルス感染症の影響等により増加が見込まれる生活困窮者等に対する就労支援を強化します。

静岡市ジョブサポートコーナー（市庁舎内）

ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保

5　医療、介護、福祉、保育等分野への就職支援

（1）　雇用と福祉の連携による離職者への介護分野への就職支援

新型コロナウイルス感染症の影響による介護分野の離職者の再就職や介護分野における人材確保を支援するため、ハローワーク及び福祉人材センター等の連携強化によるミニ就職面接会・職場見学会等を積極的に開催する他、介護分野の職業訓練を実施します。

（2）　人材不足分野のマッチング支援等

医療・介護・保育分野など雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、ハローワーク静岡・浜松・沼津の「人材確保対策コーナー」を中心に、関係機関等と連携した人材確保支援の充実を図るとともに、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等により重点的なマッチング支援を実施します。

また、事業主の雇用管理改善に対する助成（人材確保等支援助成金）により、「魅力ある職場づくり」の促進を図ります。

人材確保対策コーナー（ハローワーク浜松）

6　就職氷河期世代活躍支援プランの実施

（1）　ハローワークにおける専門窓口におけるチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援

ハローワーク静岡・浜松の「ミドル・チャレンジコーナー（就職氷河期世代専門窓口）」を中心に、不安定な就労状態にある方一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況を踏まえ、専門担当者によるチームを結成し、個別の支援計画に基づき、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援などを計画的かつ総合的に実施します。

また、就職氷河期専用・歓迎求人を確保し就職説明会・面接会の開催を通じた就職や正社員化を推進します。

ミドル・チャレンジコーナー（ハローワーク静岡）

（2）　就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム等を活用した支援等

就職氷河期世代の支援の実効性を高めるため、地域の関係者で構成するプラットフォームの活用を図ります。

ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保

7　高齢者の就労･社会参加の促進

（1）70歳までの就業機会確保等に向けた環境の整備

令和3年4月1日に施行された70歳までの就業機会の確保を事業主の努力義務とする改正高年齢者雇用安定法について事業主への周知･啓発を図ります。

また、高齢･障害･求職者雇用支援機構と連携し、65歳を超える定年引き上げや継続雇用制度の導入等を行う企業、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援を行うとともに、65歳超雇用推進プランナー等による提案型の相談･援助による支援を行います。

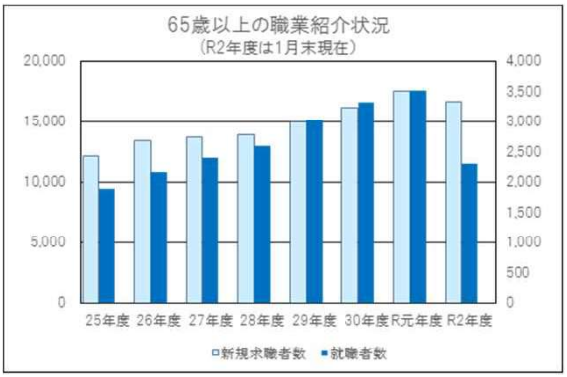

（2）ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援の実施

65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、県内11か所のハローワークに設置している「生涯現役支援窓口」において、高年齢者の多様なニーズに対応したきめ細かな職業相談や紹介を行うとともに窓口相談職員等が相互に連携した生涯現役支援チームによる効果的なマッチング支援を実施します。

（3）高年齢労働者の特性に配慮した安全と健康の確保を行う企業への支援

「高年齢労働者の安全と衛生確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」及び補助金制度について、高齢者が就業する企業への周知を図ります。

8　障害者の就労促進

（1）雇用率達成指導の厳正な実施

法定雇用率未達成企業に対しては、各ハローワークで重点指導対象企業を選定し、訪問による計画的な指導を実施するとともに、提案型の達成指導を実施します。また、法定雇用率が未達成な公的機関に対しては、訪問指導を実施します。

（2）中小企業を中心とした障害者の雇入れ支援等の強化

中小企業を中心に、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害雇用ゼロ企業等に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、障害者雇入れの支援を実施するとともに、障害者雇用に優良な中小企業に対する認定制度の周知を行います。

（3）障害特性に応じた就労支援の実施

ハローワークの専門窓口において求職者の障害種類･程度や多様な障害特性に応じたきめ細かな職業相談･紹介を実施するとともに、職場定着を促進するため、「精神･発達障害者しごとサポーター」の養成、「就労パスポート」の普及を引き続き図ります。

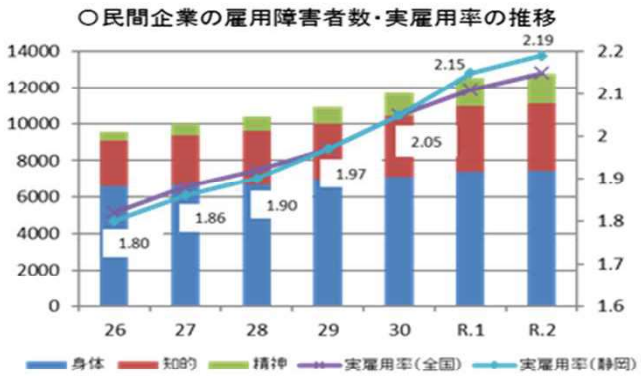

障害者雇用の取組が優良な中小事業主の認定マーク

精神・発達障害者しごとサポーターシンボルマーク

ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保

9　外国人に対する支援

（1）外国人求職者に対する相談支援の実施

県内14カ所に設置した外国人雇用サービスコーナーを中心にハローワークにおいて、外国語通訳の配置、多言語コンタクトセンター（電話通訳）及び多言語音声翻訳機の活用により、多言語化が進む外国人求職者との相談業務に対応します。

併せて、日本語コミュニケーション能力等が不足する定住外国人求職者については、「外国人就労・定着支援研修」を行い、きめ細かな就職支援を行います。

（2）外国人雇用事業所への雇用管理指導の実施

年々増加する外国人労働者の適切な雇用管理・労働条件の確保を図るため、事業所指導、雇用管理改善の助言・援助を実施するとともに、雇用維持のための相談・支援等を実施します。

（3）外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の強化

労働基準監督署等において、外国語通訳を配置した労働条件に係る相談に対応します。

在留資格別外国人労働者の割合

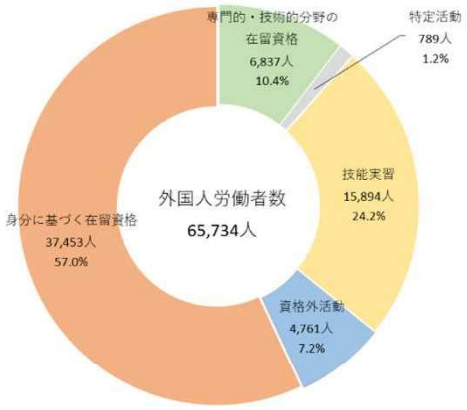

在留資格別外国人労働者数の推移

10　需給調整事業の適正な運営の確保

（1）新型コロナウイルス感染症の影響による労働者派遣契約の解除、不更新への対応

新型コロナウイルス感染症の影響による労働者派遣契約の解除や不更新の状況について把握に努めるとともに、派遣元・派遣先に派遣労働者の雇用維持を図るよう働きかけを行います。

また、不適正事案を把握した場合は必要な指導を行います。

（2）偽装請負に対する指導の実施

偽装請負については、労働者、事業所等からの情報提供のほか、定期指導などの機会を通じて情報の把握に努め、不適正事案について速やかに是正指導を行います。

ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備

1　ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備と安全で健康な職場づくり

（1）「新たな日常」の下での柔軟な働き方がしやすい環境整備と長時間労働の是正

①「新たな日常」の下で柔軟な働き方がしやすい環境整備

情報通信技術を活用した働き方や副業・兼業での働き方が広がる中、テレワークについては、「静岡働き方改革支援センター」と連携したセミナーの実施やテレワーク相談センターの活用等による支援を行うとともに、テレワークや副業・兼業等柔軟な働き方について、労働基準法や各種ガイドラインに基づく適正な労務管理の周知啓発に取り組みます。

また、労働局、労働基準監督署及びハローワークに対する問い合わせや届出について、電話による相談、電子申請・郵送での各種届出・申請、インターネットを通じた情報収集の活用を促します。

②　中小企業・小規模事業者等に対する支援

働き方改革関連法をはじめとした法令や労務管理について、中小事業者等に対して「静岡働き方改革推進支援センター」による相談支援、労働基準監督署の「労働時間相談・支援班」による訪問支援など、きめ細やかな相談・支援等を行います。

また、「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に集中的な周知啓発に取組み、社会全体の機運の醸成を図ります。

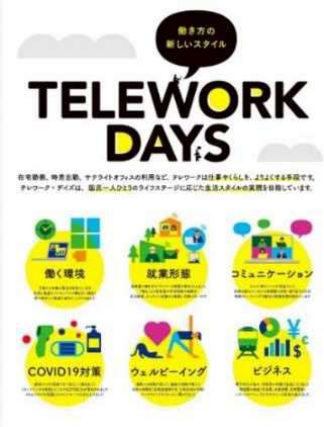

③　長時間労働の是正に向けた立入調査の徹底等

時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する立入調査を引き続き実施します。

（2）労働条件確保・改善

①　法定労働条件の確保等

引き続き労働基準法等の遵守の徹底を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

また、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づく労働時間管理や賃金不払残業の是正の指導を行います。

企業倒産に伴い賃金の支払を受けられないまま退職した労働者の救済を図るため、未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運用します。

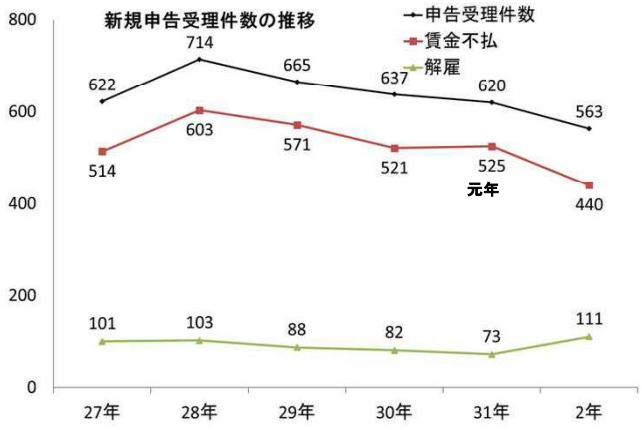

②「労災かくし」の排除

重大な犯罪である「労災かくし」を排除するため、引き続き、その防止に向けた周知・啓発を図るとともに、「労災かくし」が明らかになった場合には、司法処分を含め厳正に対処します。

ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備

（3） 労働者の安全と健康の確保

「第13次労働災害防止推進計画」の目標達成に向けて、業種ごとの対策、転倒や腰痛、熱中症、石綿ばく露といった危険の態様に応じた対策、高年齢労働者や外国人労働者の増加といった就業構造の変化を踏まえた対策、ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策等に的確に取り組みます。

STOP！転倒災害
「静岡労働局ぬかづけ運動」

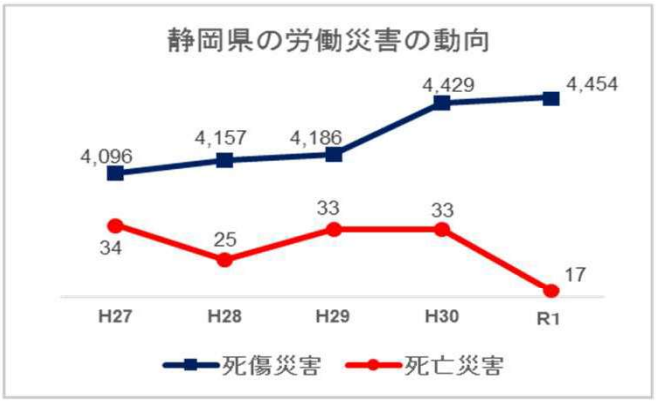

【13次防目標】・死傷者数　令和4年に　3,976人以下（平成29年の５％減）
・死亡者数　５年間　127人以下（12次防150人の15%減）

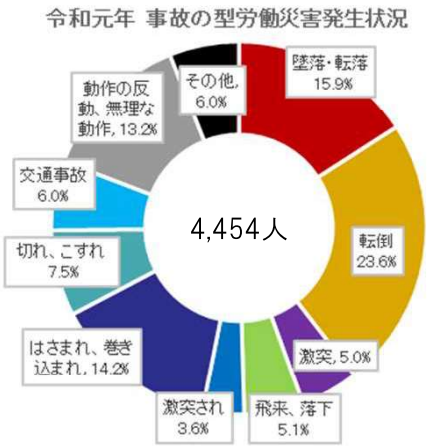

（4） 迅速かつ公正な労災保険の給付

① 新型コロナウイルス感染症にかかる的確な労災補償の実施

新型コロナウイルス感染症にかかる労災補償については「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取り扱い」に基づき迅速かつ的確な調査及び決定を行います。

② 脳・心臓疾患事案、精神障害事案（「過労死等事案」）及び石綿関連疾患事案に係る迅速・適正な処理

社会的関心が高い過労死等事案及び石綿関連疾患事案の事務処理に当たっては、認定基準等に基づき、事案の論点に応じた的確な調査計画の策定や事実認定を行い、迅速・適正な事務処理に努めます。

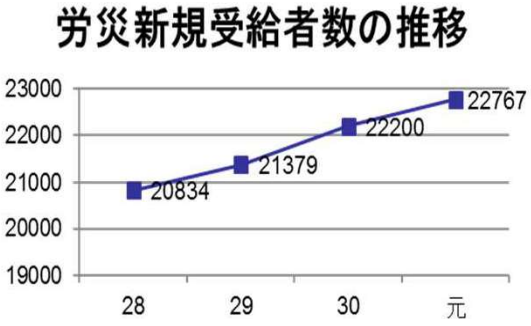

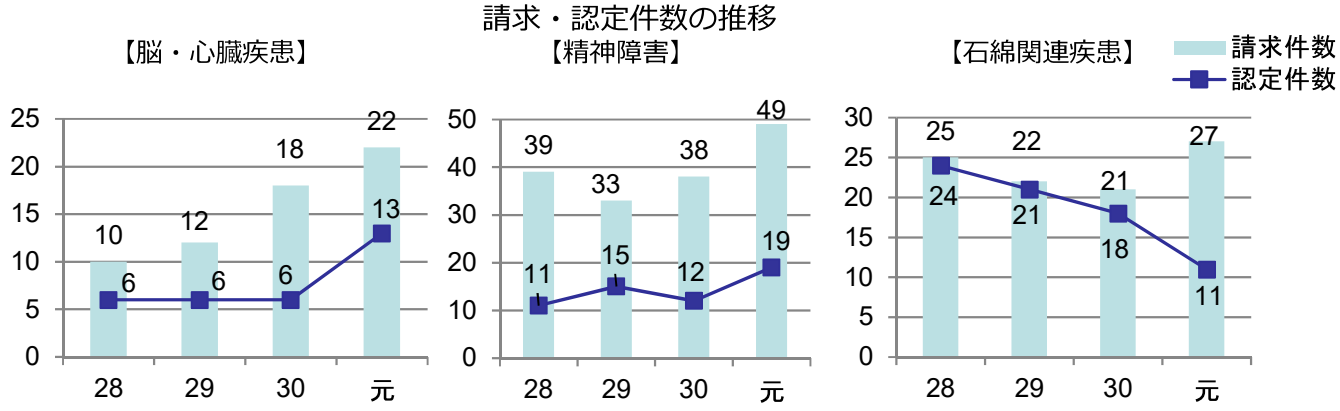

ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備

2　最低賃金･賃金引上げに向けた生産性向上等の推進

（1）　最低賃金制度の適切な運営

最低賃金の改定について、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、県内に幅広く周知し、履行確保を図るとともに、問題があると考えられる業種等を重点に監督指導等を行います。

最低賃金の種類		金額（時間額）
静岡県最低賃金		885円
特定（産業別）最低賃金	タイヤ･チューブ、ゴムベルト･ゴムホース･工業用ゴム製品製造業	897円
	鉄鋼、非鉄金属製造業	935円※
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	951円※
	電子部品･デバイス･電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	920円
	各種商品小売業	886円

※R2.12.21効力発生

（2）　最低賃金･賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

最低賃金･賃金引上げに向けた中小企業･小規模事業の生産性向上の支援を図るため、業務改善助成金の活用、「静岡働き方改革推進支援センター」による相談等支援事業について、周知を積極的に行い、円滑な実施を図ってまいります。

3　同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

（1）　パートタイム･有期雇用労働法の施行への対応

パートタイム･有期雇用労働法の年間を通じた報告徴収及び周知を行い、法の適正な履行確保を図ります。

併せて、オンラインを活用した説明会等を企画する等により、改正法及び「同一労働同一賃金ガイドライン」等の周知徹底を図ります。

また、「静岡働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口におけるきめ細かい相談支援等により中小企業事業主に対する支援を行います。

（2）　派遣労働者の公正な待遇確保の推進

派遣労働者の同一労働同一賃金については、待遇確保措置に係る労使協定の締結手続や内容の確認等を行い、不適正事案は必要な指導を実施します。

静岡働き方改革推進支援センター
電話　０８００－２００５４５１

女性活躍・総合的なハラスメント対策の推進

1　女性の活躍･男性の育児休業取得の推進

（1） 女性活躍推進法の履行確保等

令和4年4月1日以降、改正女性活躍推進法に基づく行動計画の策定や情報公表の義務が常用労働者数101人以上の事業主に拡大されること等を踏まえ、対象企業に対応の働きかけを行います。

また、301人以上事業主を対象とした、行動計画の策定や情報公表の方法に関する改正について周知を行います。

さらに、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業として厚生労働大臣が認定する「えるぼし」認定･「プラチナえるぼし」認定の取得促進を図ります。

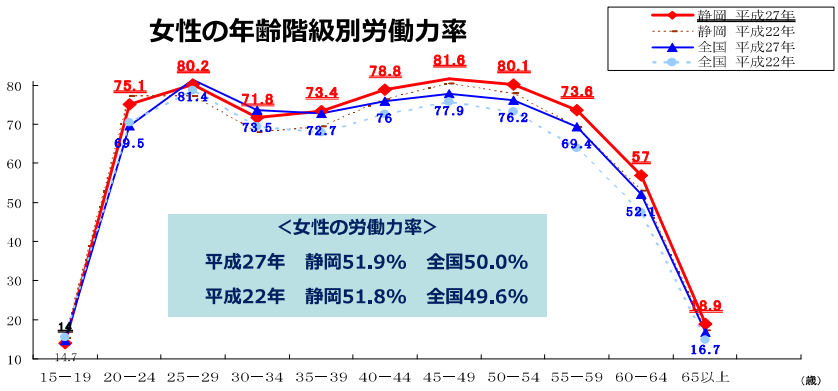

※労働力率…15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く）に占める労働力人口の割合
総務省「国勢調査」

女性活躍推進認定マーク
「プラチナえるぼし」

（2） 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

募集･採用、配置･昇進等において、性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるよう、男女雇用機会均等法の周知を行うとともに、違反企業に対しては行政指導を行います。

（3） 男性の育児休業取得の促進をはじめとする仕事と家庭の両立支援の推進

令和3年1月1日から子の看護休暇･介護休暇の時間単位での取得が可能となったことから、改正内容も含めた法に基づく両立支援制度について、周知を図るとともに、育児･介護休業法の着実な定着に向け、育児休業等制度の規定が未整備等の事業所に対して、履行確保のため必要な指導等を行います。

また、助成金の支給等の支援を通じ、男性の育休取得促進など事業主の両立支援への取組を促し、職業生活と家庭生活を両立しやすい環境の整備を図ります。

次世代認定マーク
「プラチナくるみん」

（4） 次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法に基づく取組の履行を確保するとともに、子育てサポート企業として厚生労働大臣が認定する「くるみん」･「プラチナくるみん」の取得によるメリットを積極的に周知し、引き続き認定取得促進を行います。

くるみん・プラチナくるみん・えるぼし
・プラチナえるぼし合同認定授与式

（5） 子育て等により離職した女性の再就職の支援

就職を希望する子育て中の女性等を対象としたマザーズハローワーク等において、担当者制によるきめ細かな職業相談･職業紹介を行うほか、地方公共団体等と連携して仕事と子育ての両立支援等に取り組む企業の情報や保育所･子育て支援サービス等に関する情報提供を行います。

2　総合的なハラスメント対策の推進

（1）職場におけるハラスメント対策の実施

改正労働施策総合推進法により、令和4年4月1日から、中小企業事業主にもパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置が義務付けられます。事業主向けの説明会の開催や企業訪問時の周知等あらゆる機会を通じて、改正法や指針の内容等の周知徹底を図ります。

併せて、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント防止のための事業主の措置義務について、年間を通じて計画的に指導を行い、法の履行確保を図ります。

また、「ハラスメント撲滅月間」(12月)を中心に、集中的な広報や特別相談窓口の設置、説明会の開催等、職場におけるハラスメント撲滅の機運向上のための取組を行います。

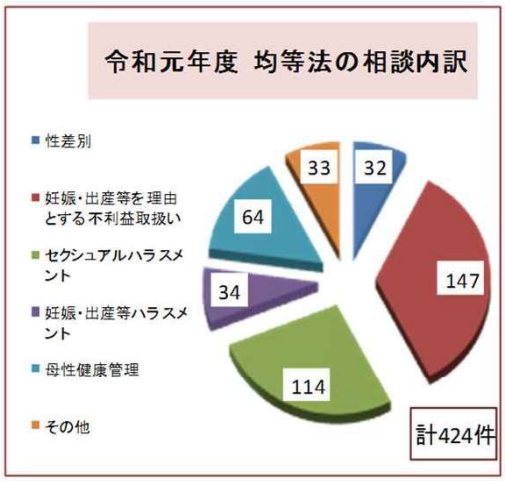

民事上の主な個別労働紛争相談件数の推移

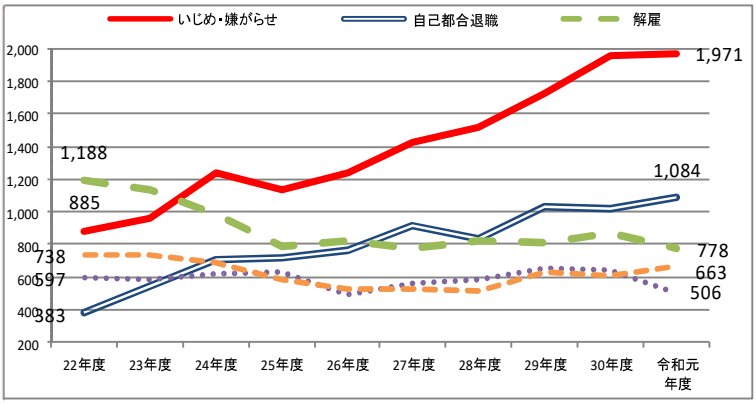

（2）労働関係紛争の早期解決の促進

労働局及び労働基準監督署に設置された「総合労働相談コーナー」において、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応します。

労働局長による助言・指導については、効果的に実施するとともに、紛争調整委員会によるあっせんの迅速な対応により、個別労働紛争の適切かつ迅速な解決を図ります。

紛争調整委員会によるあっせんの様子（イメージ）

（写真手前が紛争調整委員、奥が紛争当事者（労働者）、左が事務局）

総合労働相談、民事上の個別労働紛争相談、助言・指導申出、あっせん申請件数の推移

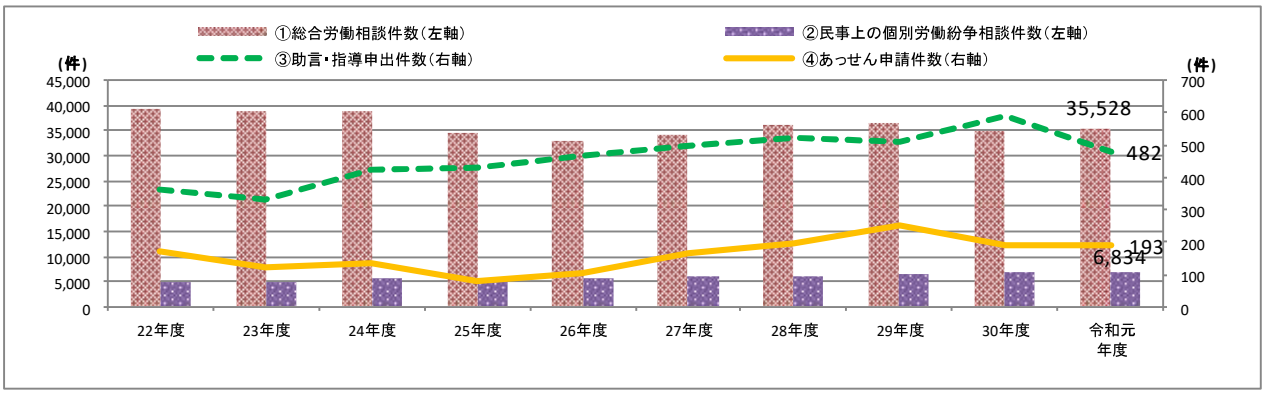

労働保険適用徴収業務の適正な運営

1　電子申請の一層の利用促進

（1） コロナウイルス感染症の拡大防止及び行政手続きのデジタル化を推進する。
　労働保険の成立、申告等の手続きの電子申請の利用について、あらゆる機会を捉えて周知し、一層の利用促進を図ります。

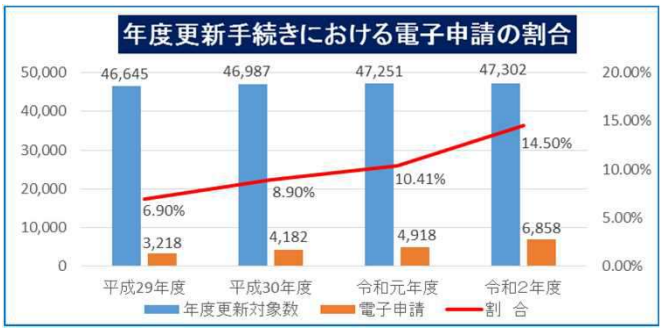

2　労働保険未手続事業一掃対策の推進

（1） 労働者を雇用する全ての事業主の労働保険加入を最重要課題とし、労働保険料の公平な負担を図るため、加入勧奨及び手続指導等について、局、署、所、各関係行政機関等及び労働保険未手続事業一掃業務の受託者との連携を強化し、積極的に労働保険の加入促進を図ります。
（2） 他の行政機関等との連携を密にして、再三の勧奨・指導等を行っても加入しない事業所には、職権による保険成立手続、保険料の認定決定等、強力に加入促進業務を実施します。

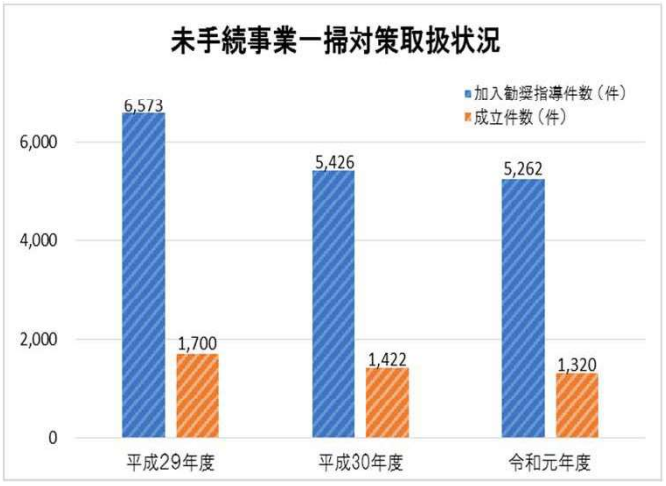

3　労働保険料の適正徴収等

（1） 事業主に対し、労働保険制度に対する理解を促し、法令に基づく労働保険料を申告・納付するよう適切な指導を行います。
（2） 保険料収納率の向上を図るため、滞納整理、納付督励等の徴収業務に積極的に取り組み、滞納事業主に対する財産差押え等、効果的かつ実効ある滞納整理を実施します。
（3） 法定納期限における確実な納付や、収納事務の負担軽減につながる口座振替納付制度について、より一層の周知を図り、利用促進に取り組みます。

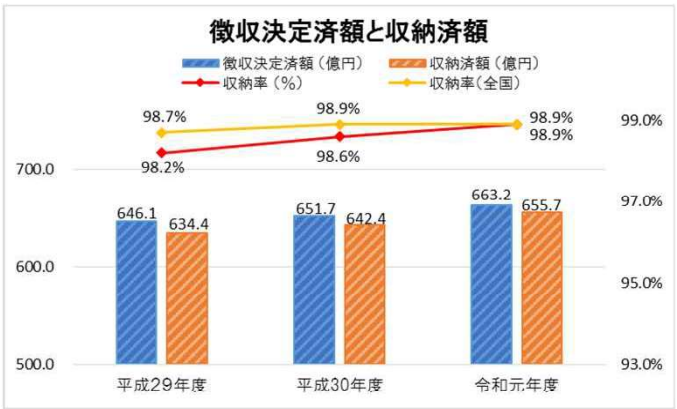

静岡労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）一覧

静岡労働局

令和３年３月1.日現在

	所在地		電話番号
総務部	〒420－8639　静岡市葵区追手町9－50	静岡地方合同庁舎3階	054-254-6312
労働基準部			054-254-6313
雇用環境・均等室		静岡地方合同庁舎5階	054-252-5310
職業安定部			054-271-9960

労働基準監督署

	所在地		電話番号
三島労働基準監督署	〒411－0033　三島市文教町1－3－112	三島労働総合庁舎3階	055-986-9100
（下田駐在事務所）	〒415－0036　下田市西本郷2－5－33	下田地方合同庁舎1階	(0558-22-0649)
沼津労働基準監督署	〒410－0831　沼津市市場町9－1	沼津合同庁舎4階	055-933-5830
富士労働基準監督署	〒417－0041　富士市御幸町13－28		0545-51-2255
静岡労働基準監督署	〒420－0858　静岡市葵区伝馬町24－2	相川伝馬町ビル2階・3階	054-252-8165
島田労働基準監督署	〒427－8508　島田市本通1丁目4677－4	島田労働総合庁舎3階	0547-37-3148
磐田労働基準監督署	〒438－8585　磐田市見付3599－6	磐田地方合同庁舎4階	0538-32-2205
浜松労働基準監督署	〒430－8639　浜松市中区中央1－12－4	浜松合同庁舎8階	053-456-8151

公共職業安定所（ハローワーク）

	所在地		電話番号
下田公共職業安定所	〒415－8509　下田市4－5－26		0558-22-0288
三島公共職業安定所	〒411－0033　三島市文教町1－3－112	三島労働総合庁舎1階	055-980-1300
三島公共職業安定所 伊東出張所	〒414－0046　伊東市大原1－5－15		0557-37-2605
沼津公共職業安定所	〒410－0831　沼津市市場町9－1	沼津合同庁舎1階・3階	055-931-0145
沼津公共職業安定所 御殿場出張所	〒412－0039　御殿場市かまど字水道1111		0550-82-0540
富士公共職業安定所	〒417－8609　富士市南町1－4		0545-51-2151
富士宮公共職業安定所	〒418－0031　富士宮市神田川町14－3		0544-26-3128
清水公共職業安定所	〒424－0825　静岡市清水区松原町2－15	清水合同庁舎1階	054-351-8609
静岡公共職業安定所	〒422－8045　静岡市駿河区西島235－1		054-238-8609
焼津公共職業安定所	〒425－0028　焼津市駅北1－6－22		054-628-5155
島田公共職業安定所	〒427－8509　島田市本通1丁目4677－4	島田労働総合庁舎1階	0547-36-8609
島田公共職業安定所 榛原出張所	〒421－0421　牧之原市細江4138－1		0548-22-0148
掛川公共職業安定所	〒436－0073　掛川市金城71		0537-22-4185
磐田公共職業安定所	〒438－0086　磐田市見付3599－6	磐田地方合同庁舎1階	0538-32-6181
浜松公共職業安定所	〒432－8537　浜松市中区浅田町50－2		053-541-8609
浜松公共職業安定所 細江出張所	〒431－1302　浜松市北区細江町広岡312－3		053-522-0165
浜松公共職業安定所 浜北出張所	〒434－0037　浜松市浜北区沼269－1		053-584-2233